

フィリピン

(参考) 1ペソ=1.95円 (2010年期中平均)

1 経済情勢

経済成長の牽引役は、需要面から見ると堅調な個人消費・輸出であり、供給面から見るとGDPの約半分を占めるサービス業が中心。2007年の実質GDP成長率は7.1%と、過去31年間で最高となったが、2008年の経済危機を受け成長率は3.1%と大幅に鈍化、2009年は1.1%に落ち込んだ。2010年第1四半期のGDP成長率は15.6%、同第2四半期は5.6%、同第3四半期は-1.9%を記録した。

物価については、2008年に世界的な原油・食料価格の高騰を受け、消費者物価上昇率が9.3%と急伸したものの、2009年は3.2%と落ち着いた。2010年第1四半期は4.3%、第2四半期は4.2%、第3四半期は3.8%となっている。

2009年の輸出総額は383億ドルで前年比22%減、また輸入総額は430億ドルと前年比24%増で、2009年の貿易赤字は47億ドルと前年比29.9%減少した。

世界経済危機は国内にとどまらず、海外で働くフィリピン人の失業にもつながった。海外で働くフィリピン人は海外雇用庁(POEA)の推計によれば2008年末には819万人いるとされる。貿易赤字が海外送金に支えられていた経常移転収支の黒字によって支えられている構図は変わっていないが、2009年台湾において3,000人以上のフィリピン人労働者が解雇される等、海外労働者の雇用環境にも影響がでている。

〈表3-11-1〉フィリピンの実質GDP成長率

年	2006	2007	2008	2009				2010				
				Q 4	Q 1	Q 2	Q 3	1月	4月	7月	10月	
実質GDP成長率	5.3	7.1	3.7	1.1	6.6	16.1	5.6	-1.9				

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」
(注) 各四半期の値は季節調整済値、対前期比年率。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業者数はアジア通貨危機前までは200万人台で推移してきた。1998年以降は300万人台で推移するようになった。新基準(表注2参照)に移行後は300万人を

割りこみ、2007年には265万人になった後、世界経済危機を受け近年は270～300万人前後で推移している。

失業率は、新基準に移行後の2005年には8%台だったが、近年は7%前後で推移しており、2010年第1四半期の失業率は7.3%、同第2四半期は8.0%と上昇したが、第2四半期は6.9%となっている。

〈表3-11-2〉フィリピンの雇用・失業の動向

年	2006	2007	2008	2009	2010			
					1月	4月	7月	10月
就業者数	32,636	33,560	34,089	35,061	36,000	35,413	36,285	36,489
労働力率	64.2	64.0	63.6	64.0	64.5	63.6	64.0	64.2
失業者数	2,829	2,653	2,716	2,831	2,829	3,099	2,708	2,800
失業率	8.0	7.3	7.4	7.5	7.3	8.0	6.9	7.1

資料出所 フィリピン国家統計局「Labor Force Survey」

(注1) 2008年までの数値は各年10月の数値。

(注2) 失業者の定義を、2005年4月調査分からILO基準に準拠したものに改めた。
失業者の定義は、①職に就いておらず、かつ②職を探している、③職が見つければすぐに就くことができる、を満たす者

(2) 公共職業安定機関

フィリピンにおける公共職業安定機関(Public Employment Service Office: PESO)は、1999年PESO法に基づき設立・認可された機関であって、就職の提供やカウンセリング等雇用サービスを無料で提供するものとされている。これらは、国立大学、地方自治体、NGO、コミュニティ・ベースの各種団体により運営されている。労働雇用省やその地方事務所はこれらPESOと連携しており、PESOの技術指導も行い、これら全体で労働雇用省中央事務所の国家雇用サービスネットを形成している。

(3) 雇用対策

フィリピンの労働法には、失業保険に関する規定はない。ただし労働雇用省による国内および海外の失業者のための支援策がある。技能・生活関連訓練、生活支援、農村労働プログラム、公共雇用サービス局や求人・求職情報マッチングシステム(Phil-JobNet)による雇用促進サービスがある。世界経済危機への対策として、国内外における失業者に対する緊急な雇用確保を目的として、政府は包括的生計緊急雇用プログラム

(CLEEP) を実施したが、現在は終了している。

(4) 職業能力開発対策

アロヨ政権は年間100万人の雇用創出を優先課題のひとつに掲げているが、労働力人口は増加を続けており、フィリピンは急激な人口の増加に雇用の創出が追いつかない状況が続いている。このため、人的資源を育て上げ、国際的に売り込むために、職業能力開発が担う役割と期待は非常に大きい。

また、中等教育¹⁾以降の中等レベルの職業訓練教育と技能開発を所管している技術教育技能開発庁(TESDA)は、2005年から2009年までの5か年計画「国家技術教育技能開発計画」を策定し、国際水準を満たした人材を育成する方針を示した。

現在は2011-2016年の同名の5か年計画を策定中である。

(5) 若年者労働対策

原則として15歳未満の児童は就労できない。また、労働法により、使用者は年齢による差別をしてはならないと規定している。貧困等によって就学していない児童数は中等学校生で全体の4割近くに達している。彼らは生活費を稼ぐために違法就労したり、場合によっては人身取引に巻き込まれるケースがある。政府は、貧困家庭の若年者(18-25歳、生徒、退学者含む)に対し、教育費の支払いが可能となり、就学できるようにするため、夏休み等を利用して収入を得る機会を提供する特別プログラムを設けたり、提携した企業内での技能の取得(OJT)を支援する施策等を講じている。さらに18-25才の職を持たない学生又はそれ以外の若者を対象に労働の実情に触れることにより、労働の価値と労働倫理を養う勤労理解プログラム(WAP)も用意している。

(6) 海外出稼ぎ労働者

a 概要

フィリピン中央銀行(BSP)によると、2009年の海外フィリピン人労働者(Overseas Filipino workers:

OFW)からの送金額は、2008年(164.3億ドル)より10.6%増加し173億5千万ドルとなった。ただし、2010年1月~6月までの送金額は90億6千万ドルと、対前年同期比で6.87%増に留まっている。OFWに関する政策を所管するフィリピン海外雇用庁(POEA)によると、2009年のOFW派遣数は前年比15.1%増の142万2千人で、うち船員を除く新規就業者(New Hires)は前年比7.2%減の35万人であった。教育を受け高い技術を有する専門職(エンジニア、看護師等)や船員の多くが海外へ派遣されている。2009年における船員を除くOFWの渡航先の上位はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、香港、カタール、シンガポールである。

現在多くの労働者が海外に出稼ぎ労働に行くことを希望し、失業率の上昇に歯止めをかけている。また、海外出稼ぎ労働者からの送金は、フィリピン国内の経済を支えている(GDPの約11%)。

b 内容

少子高齢化が進む先進国の中には、看護師及び介護士が不足しており、労働力不足を外国からの労働者で補おうとする国もある。海外雇用庁(POEA)によると、フィリピンから新たに海外へ渡った看護師は2009年で13,465人、介護士は9,228人であり、高止まりの傾向にある。

フィリピンではこれらの職種の志望者が多いことから、看護師は4年制の看護大学、介護士は6か月間のTESDAのプログラムにおいて教育が行われている。国内市場が供給過剰状態になっており、それが原因で給料の低下がみられる。こうした中、語学力を生かし、高給を求めて国外に出る看護師・介護士の数は増加傾向にある。

■ 1) フィリピンの中等教育は「中等学校」で4年制を取っており、日本の中学1年から高校1年にあたる。

3 労働条件対策

(1) 労働時間の動向

法定労働時間（適用除外を含む²⁾）は、1日の標準労働時間は8時間を超えてはならないとされている。

〈表3-11-3〉フィリピンの週当たり労働時間の推移

(時間)									
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
週労働時間	40.9	40.8	41.1	41.2	41.6	41.1	41.4	41.8	41.2

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局
(Bureau of Labor and Employment Statistics)
"Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

(2) 労働災害の動向

労働災害発生件数は2007年は約4万7千件であった。このうち約6割が就労を休まなくてもよい軽微なものであった。死亡事故は、116件(2007年)となっている。

〈表3-11-4〉フィリピンの労働災害発生件数の推移

(件)							
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
労働災害発生件数	—	57,752	58,720	—	—	—	46,570

資料出所 労働雇用省 "Integrated Survey"
(注) 20人以上の事業所

(3) 賃金制度

a 最低賃金制度

賃金合理化法により、産業別に適用する法廷最低賃金が定められている。まず全国17の地域に分割された地域三者賃金生産性委員会 (Regional Tripartite Wage and Productivity Boards: RTWPBs) が、政労使からなる国家賃金生産性委員会のガイドラインに従って、地域、産業ごとに最低賃金を決定することとしている。その後、国家賃金生産性委員会に申請し、同委員会が改定額を決定する。2009年は最低賃金額の引き上げが見送られたが、2010年7月1日よりマニラ(NCR)地区の最低賃金が1日当たり22ペソ引き上げられ、非農業部門で1日当たり382ペソが404ペソ(約788円)となり、2008年6月以来の引き上げとなった。農地の小作人、メイド、個人用運転手等の家庭内使用人、内職者等は適用除外、常用労働者10人以下の企業は適用除外の申

請が可能となっている。

不服のある関係団体は、国家賃金生産性委員会 (National Wage and Productivity Commission) に不服申立てが可能である。

b 所定外賃金

所定外の就労時には賃金の25%、夜間(22時～6時)の就労には賃金の10%、休日労働に対しては30%の手当、法定祝日の労働に対しては100%増しの手当を支払わなければならない。また、法定賞与(13か月給与)として、1か月分の給与を法定賞与として支払わなければならない。

4 労使関係施策

フィリピンは、アメリカ統治の影響もあり、アジアの中で最も民主主義が定着している国の一つである。

1953年に産業平和法により団交権・スト権が付与され、労働組合の数は大幅に増加し、ストや労働組合間の対立も増加した。1974年に労働法典が制定され、現在の労使関係の法的枠組みが作られた。

1986年の政変以降、労使対立を避け双方の利害を調整していくことを目的として政労使三者体制が制度化されていった。かつて活発であった労働組合運動や労働争議は低下傾向をたどった。

2007年に労働組合法の改正(R. A. 9481)があり、改正前に比べて労働組合が容易に設立できるようになった。組合を組織する権利と団交権は8つの基本権利の2つであり、憲法と労働法が、組合の組織化と団体交渉を民主的な制度として奨励している。

(1) 労働団体

a 労働組合員数

2007年以降、労働組合数は1万7千人台、組合員数は190万人台で推移している。

■ 2) 労働法87条に規定されており、政府部門の被雇用者、管理職、現場保守要員及びこれらに従属する者、家内労働者、個人に雇用される者、該当する規則において労働雇用省長官が監督する出来高払いの労働者が法定時間適用から除外されている。

〈表3-11-5〉フィリピンの労働組合数・組合員数

		(組合、千人)							
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
組合数	15,444	16,091	16,723	17,132	16,778	17,021	17,305	17,665	
組合員数	1,469	1,517	1,572	1,910	1,855	1,918	1,942	1,985	

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局
(Bureau of Labor and Employment Statistics)
"Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

b 労働者団体

主要なナショナルセンターとして、フィリピン労働組合会議 (Trade Union Congress of the Philippines : TUCP)、労働者諮問協議評議会 (Labor Advisory Consultative Council : LACC)、5月1日運動 (Kilusang Mayo Uno : KMU)、自由労働者連盟 (Federation of Free Workers : FFW) 等がある。

(2) 使用者団体

唯一の全国的な組織として、フィリピン経営者連盟 (Employers Confederation of the Philippines : ECOP) がある。現在会員には、大手企業や各国商工会議所等、500以上が登録されている。

(3) ストライキ/ロックアウト件数の動向

労働争議に関して、2009年9月より中央労使関係委員会 (NLRC)、中央斡旋調停委員会 (NCMB) 等の労働雇用省の附属機関が争議の円満解決を図る責任を持つこととなった。また、解決手続きの遅延を解消するために労働雇用省はSPeED (Speedy and Efficient Delivery of Labor Justice) 計画—労働者、経営者、政府の協力の下で、労働事件の処置を迅速且つ効果的に解決する—を推進している。これらを要因として件数は年々減少傾向にある。

〈表3-11-6〉フィリピンのストライキ・ロックアウト件数

		(件)							
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
通告件数	752	606	558	465	353	340	362	286	
実際に実施された件数	36	38	25	26	12	6	5	4	

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局
(Bureau of Labor and Employment Statistics)
"Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

(4) 労働協約 (CBA) 件数の動向

〈表3-11-7〉フィリピンの労働協約件数

		(件)							
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
件数	588	415	399	459	536	318	307	453	

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局
(Bureau of Labor and Employment Statistics)
"Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"